

2022年6月6日(月)
飛騨地区サッカー協会
理事長 大坪 正和

新型コロナウイルス感染症発生時の活動対応(手順)について

この活動対応は、新型コロナウイルス感染症の予防及び対処について、厚生労働省やスポーツ庁、岐阜県サッカー協会等から示されたものを基準としております。

今後、基準が変更となった場合には、新たな基準に基づいた対応となることをご理解ください。

「体調が悪いけど我慢して練習に出よう、試合に行こう、ちょっとだけなら大丈夫」といった行動が、所属する集団に感染を広げる可能性があります。

発熱・咳・味覚障害・倦怠感などの症状が認められたら、休む勇気を持つこと、そのことをチームに報告する勇気を持つことを、徹底してください。

本手順は各チームの活動及び各時点に実施し得る対策の目安として参照すべき留意点をまとめたものです。そのため各チームの活動に対して拘束力を持つものではありません。

1. 選手及びチーム関係者が新型コロナウイルスへの感染又は濃厚接触者となった場合の対応について
 - ① 医師及び保健所、学校、行政機関などの指示に従うこと。
 - ② 検査結果が出るまでの間、選手及びチーム関係者は、活動禁止とし、検査結果が陰性の場合、健康状態を十分に確認の上、活動を再開すること。健康状態が心配な場合は、活動を再開しないこと。
 - ③ 検査結果が陽性となった場合
有症状者)発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後3日間以上経過した場合
無症状者)検査した日から、10日間経過した場合
上記の条件を満たし、医師の指示を遵守し、健康状態を十分に確認の上、活動を再開すること。健康状態が心配な場合は、活動を再開しないこと。
 - ④ 陽性となった選手及びチーム関係者がいるチームは、感染が分かった時点から2週間は活動禁止とする。ただし、チーム全体が濃厚接触者に当てはまらない場合は、この限りではない。
2. 選手及びチーム関係者の同居家族に新型コロナウイルスへの感染又は濃厚接触者が出た場合の対応について(同居家族が濃厚接触者に当てはまらない場合は、この限りではない)
 - ① 医師及び保健所、学校、行政機関、サッカー協会所属委員会などの指示に従うこと。
 - ② 同居家族の検査結果が出るまでの間、選手及びチーム関係者は、活動禁止とし、検査結果が陰性の場合、健康状態を十分に確認の上、活動を再開すること。健康状態が心配な場合は、活動を再開しないこと。
 - ③ 同居家族の検査結果が陽性となった場合
※ 1.「選手及びチーム関係者が新型コロナの感染及び濃厚接触者となった場合の対応について」の対応に従う。
3. 選手の勤務先の職場、通学する学校等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合(チーム関係者の職場、選手が属する団体やコミュニティについても同様の扱いとする)
 - 職場、学校等が休業、休校期間中(活動停止期間)は、該当する選手及びチーム関係者は活動を行わない。
 - 該当選手及び、チーム関係者が濃厚接触者となる場合は、1.「選手及びチーム関係者が新型コロナの感染及び濃厚接触者となった場合の対応について」の対応に従う。
4. チーム内にて新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の飛騨地区サッカー協会への連絡方法
該当者及び保護者 ⇒ チーム内「感染防止対策責任者」 ⇒ 所属種別委員長
⇒ 飛騨地区協会 理事長 ⇒ 飛騨地区協会 会長

5. 個人情報の保護の為、収集した情報は公開しない。
6. 選手及びチーム関係者が新型コロナウイルスへの感染者となった場合、活動禁止中に大会が開催される場合には、該当チームは棄権とする。ただし、チーム全体が濃厚接触者に当てはまらない場合は、この限りではない。
7. 「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を
一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれます。
8. 上記の内容は、新型コロナウイルス感染症の中において「自分の命、大切な人の命、すべての人の命」を守りサッカーを楽しむ為の対応策です。
9. 最後に判断するのは誰がではなく、自分自身(選手、保護者、指導者)が責任をもたなければなりません。

【コロナウイルス感染症の濃厚接触者とは】

コロナウイルス感染症患者(以下、患者)の感染可能期間に接触した者のうち、以下の範囲に該当する方です。

- ※ 感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの期間
- ※ 患者と同居あるいは、長時間の接触(車内、航空機内等)があった者
- ※ 適切な感染防護(マスクなど)なしに患者を診察、看護・介護していた者
- ※ 患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ※ 手で触れることのできる距離(目安として 1 メートル)で、必要な感染防護(マスクなど)なしで、患者と 15 分以上の接触があった者
- ※ 周辺の環境や接触の状況など、個々の状況から患者の感染症を総合的に判断の上、保健所等の行政機関が判断する。